

米子市出産・子育て応援デジタルギフト作成委託業務プロポーザル実施要領

1 主旨

この要領は、急速な少子化、核家族化や高齢化が進行する中で、1人ひとりのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、経済的負担の多い妊娠時から出産にかけて、妊婦の支援をすることで少子化対策の一助になることを目的とし、「米子市出産・子育て応援デジタルギフト」（以下「デジタルギフト」とする。）の支給を実施するため、企画提案方式により「デジタルギフト」の作成受託者を決定するために定める。

2 業務概要

妊婦・子育て世帯の支援として、母子訪問指導事業（赤ちゃん訪問）の訪問の際に、「デジタルギフト」を支給するために「デジタルギフト」の作成を委託する。

3 履行期間

契約締結日から納入まで

4 提案上限額

2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案上限額は、契約時の予定価格を示すものでなく、事業の規模を示すものであり、この金額を超えて提案することはできない。

【概算費用】

ポイント費用	1,650,000円（非課税）
	1,500ポイント×1,100人
その他諸経費	350,000円（税込み）

5 「デジタルギフト」要件

別紙仕様書のとおり

6 「デジタルギフト」の納品

令和7年10月17日（金）までに令和7年度分「デジタルギフト」を一括で納品する。

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、令和7年7月22日（火）において、次に掲げる要件を全て満たし、契約期間において確実に業務を遂行する能力を有する者。また、参加事業者が当該契約日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14

年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3)次に掲げる徴収金の滞納がないこと。

ア 市税その他の本市の徴収金

イ 消費税及び地方消費税

(4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと。

(5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

8 プロポーザル実施の手続き

(1) 実施スケジュール

① 公告・・・・・・・・・・令和7年7月22日(火)

② 参加申込書の提出期限・・令和7年7月31日(木)午後5時必着

③ 質問受付期間・・・・・・・・令和7年7月22日(火)～令和7年7月31日(木)午後5時必着

④ 質問に対する回答期限・・令和7年8月5日(火)

⑤ 企画提案書の受付期間・・令和7年8月6日(水)～令和7年8月22日(金)

午後5時必着

⑥ 審査結果の通知・公表・・令和7年8月28日(木) 予定

(2) 質疑・回答

質問事項がある場合は、下記のとおり行うこと。

① 受付期限：令和7年7月31日(木)午後5時必着

② 提出方法：質問書(様式第2号)を電子メールにより提出すること。

③ 回答期限：令和7年8月5日(火)

④ 回答方法：質問書に記載されたメールアドレス宛に回答する。

※質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、米子市ホームページにおいて公表する。

なお、軽易な事項については、個別回答することがある。

(3) 参加申込書の提出

① 提出期限：令和7年7月31日(木)午後5時必着

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

② 申込方法：提出書類各1部を持参又は電子メール

③ 提出書類

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 市税等納付確認同意書(様式第3号)

ウ 役員等調書兼照会承諾書(様式第4号)

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書(入札参加申込み日前1年間に法定納期限の到来し

た消費税及び地方消費税の納税証明書。ただし、入札参加申込み日前3か月以内に発行されたものに限る。)

カ 商業登記簿の登記事項証明書(入札参加申込み日前3か月以内に発行されたものに限る。)
又はその写し

④ 提出先：米子市こども総本部こども相談課

(4) 参加資格審査結果通知

提出された参加申込書を審査した結果、参加資格を満たすと認められた場合は、その旨を書面により通知する。また、参加資格を満たさないと認めた場合には、その理由を記載し、書面により通知する。

(5) 企画提案書の提出

審査の結果、参加資格があると認められた者は、仕様書及び以下の①～③に基づいて企画提案書を作成し、郵送又は持参(平日の9時～17時まで)により提出すること。

① 提出期限：令和7年8月22日(金)午後5時必着

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

② 提出場所：米子市こども総本部こども相談課

③ 企画提案書の用紙は、原則としてA4判用紙を使用することとし、A3判用紙を使用する場合には、片袖折でA4判サイズに織り込むこと。

(6) 企画提案書記載事項

① 表題「米子市出産・子育て応援デジタルギフト作成委託業務」及び提案者名を記載した表紙をつけること。

② 事業全体に関する基本方針

③ 実施スケジュール

④ 提案額、対象店舗数、対象店舗一覧

⑤ その他の提案、アピールポイント等

⑥ 提出部数 10部(押印不要)

⑦ 提出方法 郵送又は持参

(7) 見積書の提出

企画提案書と併せて提出すること。(押印必要)

見積書(様式第5号)1部

(8) 企画提案書等提出書類の取扱い

① 提出期限後は、変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

② 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

③ 提出書類は、米子市情報公開条例(平成17年3月31日施行)に基づく公文書開示請求の対象となる。

④ 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは10ポイント以上とする。文字等の色指定はない。図表については、この限りではない。

⑤ 提出書類の作成及び提出に係る費用等はすべて参加者の負担とする。

⑥ 提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平

成4年法律51号)に定める単位とする。

- ⑦ 提出書類の記載事項は、市職員が補足説明を要せず理解できるよう明確かつ具体的に記述すること。
- ⑧ 専門用語、造語、略語は一般の用語を用い、初出の箇所に定義を記述するか用語集を別途添付すること。
- ⑨ 提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。なお、審査等を行う作業に必要なときは、全部又は一部の複製を行い使用できるものとする。

9 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

- ① 参加申込時の提出資料、企画提案書、見積金額、書類審査及びヒアリングにより提案内容を評価し、その内容について、次に掲げる審査基準に基づき、選定委員がそれぞれ審査を行い、評価点数の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。
ただし、審査基準点に満たない場合は、受託候補者として選定する候補者なしとする。
※プレゼンテーションは実施しない。書類審査とする。
- ② 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積書の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を受託交渉者として選定する。

(2) 審査基準

別紙「米子市出産・子育て応援デジタルギフト作成委託業務審査基準」によるものとする。

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 見積書の金額が4の提案上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 選定結果の通知・公表

通知・公表日：令和7年8月28日（木）予定

受託候補者選定後、参加者全員に選定結果を通知する。また、受託候補者の名称について米子市ホームページに公表する。

審査内容に対する問い合わせには、応じないものとする。

11 契約手続

- (1) 受託候補者に選定された者との契約交渉を行い、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書及び提案を受けた内容等については、本市と受託候補者との協議により、本業務目的達

成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、項目の追加、変更又は削除、見積金額等の変更をすることがある。

(3) 契約交渉が成立しない場合は、次点の者と契約交渉を行う。

(4) 契約金額は消費税及び地方消費税を含む金額とする。

1 2 その他留意事項

(1) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。

(2) 企画提案書提出前であれば、辞退届（様式第6号）を提出することにより、参加を辞退することができる。

(3) 本要領に定めのない事項については、協議の上決定する。

1 3 担当部署及び問合せ先

〒683-0811 鳥取県米子市錦町一丁目139-3

米子市こども総本部こども相談課

電話：0859-23-5467

FAX：0859-23-5137

電子メール：kodomosoudan@city.yonago.lg.jp